

東京都知事 小池 百合子 殿

協同組合東京都水道請負工事連絡会
理事長 貝 澤 二 郎

平成 29 年 3 月 3 1 日に内部統制プロジェクトチーム/特別顧問・財務局より

「入札契約制度改革の実施方針」が発表されました。

唐突にという印象が否めない中、当組合員から多くの問い合わせや不安が寄せられて
おります。

細部の説明は明記されておらず、現状の入札実態に対する理解も希薄かと感じておりま
す。

当組合員は、東京都水道局発注工事を受注し誠実に履行する事を通じて、重要かつ不可欠
なライフラインである水道の安定給水、減災等に微力ながらも一翼を担っている自負が
あります。

今後、想定されている大災害時には迅速なライフライン復旧に備え、雇用の確保、技術の
継承、資器材の充実等に、厳しい経営環境の中、日々努力しております。

当組合においては、今後も微力ではありますが、東京都のライフライン整備に貢献して参
る所存であります。

「入札契約制度改革の実施方針」においては、「改正品確法」や「担い手三法」とは

相反する制度改正と考えています。

是非とも、実施方針の見直しを強く要望致します。

1、予定価格の事後公表、1 者入札の抑制

現状の事前公表の場合では、先ず公表案件の積算を行い、公表されている予定価格と実行予算を比較対照して応札しておりました。

今後、事後公表となりますと、限られた人員で指名から応札までの期間に数度の現場調査や精度の高い積算を繰り返し行う事になり、人的に余裕の無い中、負担が増えると思われます。

更には、応札の際、予定価格との検証を行うことが出来ず、受注機会が減少すると思われる。

又、都内には多数の施工困難な地域や主要幹線道路が数多くあります。

これ等の工事を施工するには、地域の住民の方々、施工区間で営業されている会社等と十分に協議する必要がある、施工に至るまでには多数の時間と労力を要します。

又、主要幹線道路の施工に関しても同様に、道路管理者との調整等に膨大な日数が必要となっております事から、指名参加自体を敬遠する、或いは辞退者が増加する傾向にあります。

従って、1 者入札となる現象には様々な要因があり、それらを様々な角度から検証する事が必要だと考えております。

当組合員が専業としている東京都水道局が発注する案件に関して落札率は現状、予定価格に極めて近い落札は無く、1 者入札も殆ど行われていないと理解致しております。

「予定価格の事後公表」「1 者入札の抑制」実施方針の見直しを強く要望致します。

2、J V 結成義務の撤廃

撤廃に伴い、大手企業は単体の受注を目指し、中小企業との J V 結成は皆無となり中小企業は今後、大型案件や大手企業を通じての技術、知識等を得る機会が失われる懸念があります。

3、低入札価格調査制度の適用範囲の拡大

工事品質の確保、ダンピングや過剰な低価格競争が行われるのではないかと危惧されます。

最低制限価格の適用に関する臨時的措置の継続を要望致します。

4、平成 29 年 3 月 31 日に内部統制プロジェクトチーム/特別顧問・財務局が

発表した「入札契約制度改革の実施方針」の事項の中に「平成 29 年度から制度改革第一弾として実施する事項」とありますが、今後も制度改革が続くならば、より丁寧な入札契約制度の実態調査、中小企業を取り巻く様々な問題点をより細かく把握し、制度改革を実施されるよう要望致します。